

高等教育の修学支援新制度  
日本学生支援機構給付奨学金  
申請者の方へ

授業料等減免対象者の認定に関する申請手続きについて

(大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書)

国の高等教育の修学支援新制度である授業料等減免の対象者は、日本学生支援機構の「給付型奨学金」の対象者（支援区分である第Ⅰ～Ⅲ区分の該当者）となることが前提となります。

日本学生支援機構の給付奨学金の採用候補者（採用）となった者は、授業料等減免に関する申請手続きが可能です。授業料等の減免を希望される方は、「授業料等減免対象者の認定に関する申請書（A様式1）」を必ず本学学生支援課へご提出ください。

なお、給付奨学金の採用候補者は、日本学生支援機構からの通知文「令和●年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」に記載されている登録番号を、「授業料等減免対象者の認定に関する申請書（A様式1）」の下段にある「機構の給付奨学金に関する情報」の「□予約採用の申込を行った者」の欄へ必ず記入してください。

また、入学後に給付奨学金の申込み（在学採用）を行う場合、「授業料等減免対象者の認定に関する申請書（A様式1）」下段の「機構の給付奨学金に関する情報」の「□在学採用の申込を行った者」の欄に申込みをした際の受付番号か、採用決定後の奨学生番号を記入して提出してください。

▶ 「**授業料等減免対象者の認定に関する申請書（A様式1）**」は印刷してご使用ください。

※必ずご確認ください。

- ① 授業料等減免対象者の認定に関する申請書（A様式1）
- ② 注意事項
- ③ 申請書の記入例

（ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。）

福岡女子短期大学 学生支援課

TEL092-922-2497（平日9時～17時）